

【資料編】

目次

〔防災関係機関・協力団体〕	247
○防災関係機関連絡先一覧	247
○昭和町防災会議委員一覧	249
○昭和町自主防災会一覧	250
〔救援施設〕	251
○集合地	251
○指定緊急避難場所（避難地）※地震時	252
○指定避難所（洪水時の指定緊急避難場所と兼用）	253
○福祉避難所	253
○防災公園（広域避難地）	254
○防災備蓄品状況（押原公園内防災備蓄倉庫及び各避難所備蓄倉庫）	255
〔水防関係〕	258
○水防資材等備蓄状況	258
〔緊急輸送・応援受入関係〕	259
○災害派遣部隊受け入れ場所	259
○自衛隊宿泊予定施設	259
○臨時ヘリポート（緊急離着陸場）	259
○ヘリコプター主要発着場	259
○県消防防災ヘリコプター要請	260
○緊急輸送車両の標章、様式	263
〔応援協定等〕	264
○災害応援協定等一覧	264
〔条例等〕	267
○昭和町防災会議条例	267
○昭和町災害対策本部条例	269
○昭和町地震災害警戒本部条例	270
○昭和町水防協議会条例	271
〔情報関係〕	273
○気象警報・注意報の発表基準	273
○特別警報の種別及び発表基準	274
○避難指示等の判断基準	274
○被害の認定基準	278
○災害救助法による救助の程度、方法及び期間	282
〔浸水想定区域内の要配慮者利用施設〕	285
〔様式〕	287
○参集状況	287
○避難者名簿	288
○被害状況報告書	289
○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式	290

〔防災関係機関・協力団体〕

○防災関係機関連絡先一覧

1 県

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	県防災無線番号
県防災局防災危機管理課	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1432	4-200-2513
中北地域県民センター	韮崎市本町4-2-4	0551-23-3057	4-400-2011
中北保健福祉事務所（中北保健所）	韮崎市本町4-2-4	055-237-1381	4-209
中北建設事務所	甲府市貢川2-1-8	055-224-1660	4-208-7002
中北農務事務所	韮崎市本町4-2-4	0551-23-3077	4-400
山梨県教育委員会	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1741	4-200-8055
山梨県病虫害防除所	甲斐市下今井1100	0551-28-2941	4-200-8914

2 指定行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	地域衛星通信
総務省消防庁国民保護・防災部防災課応急対策室	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7527	4-048-500-7527 4-048-500-7537

3 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所	甲府市緑が丘1-10-1	055-252-8898
甲府地方气象台	〃 飯田4-7-29	055-222-9101
関東農政局 山梨県拠点	〃 丸の内1-1-18	055-254-6055

4 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	県防災無線番号
東日本電信電話(株)山梨支店	甲府市青沼1-12-13	055-237-0569	4-200-6836
(株)NTTドコモ山梨支店	〃 丸の内2-31-3	055-236-1231	
東京電力(株)パワーグリッド(株)	〃 丸の内1-10-7	055-215-5110	4-200-6832
山梨総支社			
東京ガス山梨(株)	甲府市北口3-1-12	055-253-1341	4-200-6835
東海旅客鉄道(株)国母駅	昭和町西条310	〃	
〃 常永駅	〃 上河東922	〃	
日本郵便株式会社（昭和郵便局）	〃 押越668-1	055-275-1313	
〃 （国母駅郵便局）	〃 西条510	055-275-5261	
NHK甲府放送局	甲府市丸の内1-1-20	055-255-2148	
日本赤十字社山梨県支部	〃 池田1-6-1	055-251-6711	4-215
中日本高速道路(株)八王子支社			
甲府保全・サービスセンター	昭和町西条2858	055-275-5121	

5 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
山梨交通(株)	甲府市飯田3-2-34	055-223-0811
(一社)山梨県エルピーガス協会	〃 飯田1-4-4	055-228-4171
(一社)中巨摩医師会	甲斐市富竹新田1980	055-234-5511

資料編

6 警 察

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
南甲府警察署	甲府市中小河原404-1	055-243-0110
〃 昭和国母交番	昭和町西条5104	055-275-0587
〃 押原小井川交番	〃 河東中島1596-6	055-275-0252

7 消 防

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	県防災無線番号
甲府地区広域行政事務組合消防本部	甲府市伊勢3-8-24	055-222-1190	4-213
〃 南消防署	〃	055-233-1490	
〃 昭和出張所	昭和町押越1092	055-275-5499	

8 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	県防災無線番号
陸上自衛隊第1特科隊	忍野村忍草3093	0555-84-3135	435

9 一部事務組合

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
中巨摩地区広域事務組合	中央市一町畑1189	055-273-5665
〃 清掃センター	〃 一町畑1189	055-273-5711
〃 衛生センター	〃 乙黒1083-3	055-273-4167
三郡衛生組合	南アルプス市東南湖1080	055-284-0432
〃 ふじかわ聖苑	〃 東南湖2165	055-284-6375

10 その他公共的団体

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
山梨みらい農業協同組合昭和支店	昭和町河東中島328	055-275-2121
昭和町社会福祉協議会	〃 押越955-1	055-275-0640
昭和町商工会	〃 西条902-1	055-275-3344
甲府市上下水道局	甲府市下石田2-23-1	055-228-3311
甲府市水道局昭和浄水場	昭和町西条1413	055-275-2174
釜無川浄化センター	富士川町長沢1790	0556-22-8511
甲府市浄化センター	甲府市大津町1645	055-241-0131
特別養護老人ホーム昭寿荘	昭和町西条2605	055-275-5551

○昭和町防災会議委員一覧

区 分	所 属	役 職
会 長	昭 和 町	町 長
町 機 関	昭 和 町 昭和町教育委員会 昭和町議会	副町長、会計管理者兼出納室長、総務課長、町民窓口課長、税務課長、ふるさと納税推進課長、情報施設課長、環境経済課長、下水道課長、建設課長、都市整備課長、子育て支援課長、福祉介護課長、いきいき健康課長 教育長、生涯学習課長、学校教育課長 議長、副議長、総務教育常任委員長、産業厚生常任委員長、広報編集常任委員長、議会事務局長
指定地方行政機関	甲府地方気象台	気象台長
県 機 関	中北地域県民センター	地域防災幹
消 防 機 関	甲府地区消防本部 昭和町消防団	消防長 団 長
警 察 機 関	南甲府警察署	署 長
協 力 機 関	昭和町社会福祉協議会 昭和町区長会	局 長 会 長
防災会議事務局	昭和町企画財政課	企画財政課長

○昭和町自主防災会一覧

地区名	名 称	自主防災本部場所	所 在 地
西条一区	西条一区自主防災会	西条一区公会堂	西条 4161
西条二区	西条二区自主防災会	西条二区第一公会堂	西条 4263
清水新居区	清水新居区自主防災会	清水新居地区公民館	清水新居 1110
西条新田区	西条新田区自主防災会	西条新田区公会堂	西条新田 511-2
押 越 区	押越区自主防災会	押越区公会堂	押越 2167
河東中島区	河東中島区自主防災会	河東中島区公会堂	河東中島 1121
紙漉阿原区	紙漉阿原区自主防災会	紙漉阿原区公会堂	紙漉阿原 1782-1
築地新居区	築地新居区自主防災会	築地新居区公会堂	築地新居 381-5
飯 喰 区	飯喰区自主防災会	飯喰区公会堂	飯喰 1522
河 西 区	河西区自主防災会	河西区公会堂	河西 1400
上河東区	上河東区自主防災会	上河東区公会堂	上河東 1303-5
上河東二区	上河東二区自主防災会	上河東二区集会場	上河東 543-87

〔救援施設〕

○集合地

番号	名 称	対 象 地 区	住 所	集合地面積 (㎡)	収 容 可 能 世帯数(世帯)	収 容 可 能 人 数 (人)	連 絡 先
1	若宮八幡神社（西条一区公会堂）	西条一区	西条 4161	440	100	220	
2	彩の広場	西条一区	西条 5340	4,600	2,081	4,600	
3	西条北河原公園	西条一区	西条 5396	800	181	400	
4	手づくり公園	西条一区	西条 3877-4	250	57	125	
5	神屋公園	西条一区、西条二区	西条 143	1,270	287	635	
6	西条梅の木公園	西条二区	西条 4358-3	600	136	300	
7	西条二区第一公会堂前ゲートボール場	西条二区	西条 4263	250	57	125	
8	西条地区児童公園（国母駅前）	西条二区	西条 310-2	230	52	115	
9	清水新居区ふれあい広場	清水新居区	清水新居 1110	210	48	105	
10	沖田公園	清水新居区	清水新居 1702	1,100	249	550	
11	児童センターゆめてらす	清水新居区	清水新居 560	500	113	250	233-1152
12	かおり幼稚園（園庭）	西条新田区	甲斐市篠原 1105	1,200	271	600	276-2500
13	西条新田区公会堂駐車場	西条新田区	西条新田 511-2	850	192	425	
14	熊野神社ふれあい広場（河東中島区）	河東中島区	河東中島 1121	500	113	250	
15	河東中島区第一公会堂前広場	河東中島区	河東中島 1122-1	2,000	452	1,000	
16	押越区新公会堂	押越区	押越 1224-2	650	147	325	
17	川瀬第一公園	押越区、紙漉阿原区	押越 2278	670	152	335	
18	紙漉阿原区公会堂前広場	紙漉阿原区	紙漉阿原 1782-1	180	41	90	
19	龍ノ口公園	紙漉阿原区	紙漉阿原 183-16	180	41	90	
20	本誓寺	紙漉阿原区	紙漉阿原 1869-1	2,250	509	1,125	
21	御崎神社前広場	築地新居区	築地新居 601	400	90	200	
22	飯喰旧公会堂前広場	飯喰区	飯喰 1523	1,770	400	885	
23	常永公園	飯喰区、河西区、上河東区	河西 8-1	2,500	566	1,250	

番号	名 称	対 象 地 区	住 所	集合地面積 (㎡)	収 容 可 能 世帯数(世帯)	収 容 可 能 人 数 (人)	連 絡 先
24	諏訪神社ゲートボール場 (河西区)	河西区	河西 1400	780	176	390	
25	大林公園	河西区	河西 636	400	90	200	
26	熊野神社 (上河東区)	上河東区	上河東 171	1, 200	271	600	
27	上河東横田第一公園 (パング公園)	上河東二区	上河東 543	650	147	325	
28	上河東横田第二公園 (A B C 公園)	上河東二区	上河東 543-22	460	104	230	
29	常永ゆめ広場	上河東区	上河東 1320	29, 242	6, 616	14, 621	
30	上河東二区集会場西側広場	河西区、上河東二区	河西 1115-13	1, 635	370	817	

※収容可能人数は、集合地面積を1人あたりの必要面積(2㎡)で除した数

※収容可能世帯数は、収容可能人数を2.21人/世帯で除した数

○指定緊急避難場所(避難地)※地震時

番号	名 称	対象地区	住 所	避難地面積 (㎡)	収 容 可 能 世帯数(世帯)	収 容 可 能 人 数 (人)	連 絡 先
1	西条小学校校庭	西条一区、西条二区、西条新田	西条 2222	11, 300	2, 557	5, 650	275-6100
2	甲府昭和高校校庭	西条一区、西条二区、清水新居区	西条 3000	19, 000	4, 299	9, 500	275-6177
3	押原小学校校庭	西条二区、押越区、河東中島区	押越 885	6, 500	1, 471	3, 250	275-2053
4	押原中学校校庭	押越区、河東中島区、紙漉阿原区	押越 542-1	14, 700	3, 326	7, 350	275-2040
5	阿原一号公園 (天白神社)	紙漉阿原区	紙漉阿原 2497	1, 800	407	900	
6	釜無工業団地公園	築地新居区、飯喰区	築地新居 1627-1	9, 700	2, 195	4, 850	275-5456
7	常永小学校校庭	飯喰区、河西区、上河東区、上河東二区	河西 15-1	9, 400	2, 127	4, 700	268-1111

※収容可能人数は、避難地面積を1人あたりの必要面積(2㎡)で除した数

※収容可能世帯数は、収容可能人数を2.21人/世帯で除した数

○指定避難所（洪水時の指定緊急避難場所と兼用）

番号	名称	名 称	対 象 地 区	住 所	施設面積 (㎡)	収容可能 世帯数(世帯)	収容可能 人数(人)	感染症考慮時 収容可能人数(人)	連絡先	運営責任者
1	地震	西条小学校体育館	西条一区、西条二区、 清水新居区、西条新田区	西条 2222	570	129	285	178	275-6100	教育委員会
2		常永小学校体育館	築地新居区、飯喰区、河西区、 上河東区、上河東二区	河西 15-1	458	104	229	143	268-1111	教育委員会
3		地域交流センター	押越区、河東中島区、 築地新居区、紙漉阿原区	押越 495-2	932	211	466	291	275-2040	教育委員会
4		押原小学校体育館		押越 885	590	133	295	184	275-2053	教育委員会
5		甲府昭和高校体育館		西条 3000	1,170	265	585	366	275-6177	教育委員会
6	洪水	西条小学校校舎	西条一区、西条二区、 清水新居区、西条新田区	西条 2222	282	64	141	88	275-6100	教育委員会
7		常永小学校校舎	築地新居区、飯喰区、河西区、 上河東区、上河東二区	河西 15-1	373	84	186	117	268-1111	教育委員会
8		押原中学校校舎	押越区、河東中島区、 築地新居区、紙漉阿原区	押越 542-1	288	65	144	90	275-2040	教育委員会
9		押原小学校校舎		押越 885	168	38	84	53	275-2053	教育委員会
10		甲府昭和高校校舎		西条 3000	220	50	110	69	275-6177	教育委員会
11		総合体育館（2階）		押越 1001	799	181	400	250	275-1115	教育委員会
12		釜無工業団地公園 運動場管理棟（2階）	築地新居区、飯喰区	築地新居 1627-1	171	38	85	53	275-5456	教育委員会

※収容可能人数は、収容施設面積を1人あたりの必要面積（2㎡）で除した数

※感染症考慮時における収容可能人数は、収容施設面積を1人あたりの必要面積（3.2㎡）で除した数

※収容可能世帯数は、収容可能避難者数を2.21人/世帯で除した数

※地震の場合は1から3までの避難所を優先的に開設し、収容しきれない場合は、4及び5の避難所を順次開設していく。

※洪水の場合は6から8までの避難所を優先的に開設し、収容しきれない場合は、9から11の避難所を順次開設していく。

※釜無川の決壊等により押原中学校等への避難に時間的な猶予がない場合は12についても優先的に開設する。

※学校の校舎を使用する場合、授業再開に留意し、基本的には特別教室等を使用することとし、収容しきれなくなった場合は学校と協議の上、普通教室など、使用可能なスペースを段階的に開放する。

○福祉避難所

番号	名 称	対象地区	住 所	施設面積 (㎡)	収容可能 人数(人)	連 絡 先	運営責任者
1	総合会館(和室)		押越 616	95	19	275-6461	

※収容可能人数は、収容施設面積を1人あたりの必要面積(5㎡)で除した数

○防災公園(広域避難地)

- 1) 公園名：押原公園
- 2) 種 別：都市基幹公園・総合公園
- 3) 種 類：広域避難地の機能を有する都市公園
- 4) 役 割：大震火災等の災害が発生した場合において広域的避難の用に供する都市公園
- 5) 規 模：公園面積 7.9ha 周辺空地 9.4ha (体育館、総合会館、小中学校、役場公民館敷地) 合計 17.3ha

※面積 10ha 以上(周辺の公共施設その他の用に供する土地と一体となって、避難地としての面積が 10ha 以上となるものを含む)

○防災備蓄品状況（押原公園内防災備蓄倉庫及び各避難所備蓄倉庫）

令和8年9月現在

品 目	数 量	備 考
アルファ米（賞味期限5年）	18,900 食	
やわらかごはん	2,260 食	
保存パン（賞味期限5年）	1,536 食	
おかゆ	2,700 食	
フリーズドライビスケット・ライスクッキー	1,536 食	
保存水（500ミリリットル）	2,016 本	
飲料水用袋（給水袋）	4,010 袋	
真空毛布	2,220 枚	
自動パック式トイレセット	33 式	内3台貸与：県央ネットやまなし
簡易トイレ	36 式	
簡易トイレ用便座	36 個	
水洗式ポータブルトイレ	3 式	
マンホールトイレ（中）	47 式	トイレ・テント
マンホールトイレ（大）	3 式	トイレ・テント
凝固剤（簡易トイレ用）	7,200 個	
トイレットペーパー	2,154 個	
使い捨てカイロ	16,500 個	
避難所仕切り（パーティション）	10 式	
ワンタッチパーティション	274 張	
キャンプテント	218 張	
浄水器（ろ水機）	5 台	
大型発電機	6 台	
発電機	6 台	
ポータブル電源	33 台	内3台貸与：県央ネットやまなし
ハイブリット発電機	6 台	内3台貸与：県央ネットやまなし
小型発電機	1 台	
投光器付発電機	2 台	
リチウムイオンバッテリー	8 台	スタンドライトセット
非常用マグネシウム空気電池	18 個	
コードリール	38 個	
災害用ワンタッチテント（3m×4.5m）	15 式	
カセットコンロ・ガス	50 式	
投光器	10 台	
投光器（小型）	25 台	
ウェットティッシュ	800 個	
鍋（蓋付・26cm）	50 個	
送風機・ダクト	5 式	
カレー皿	2,800 枚	
どんぶり	2,500 枚	
割りばし	2,800 膳	
備蓄用スプーン	2,800 本	100本／袋
備蓄用フォーク	2,500 本	100本／袋
アルミホイール（40m）	100 個	
サランラップ（40m）	110 個	
イーザーバッグ（ジップ付）	1,000 枚	

資料編

品 目	数 量	備 考
ブルーシート (他サイズ)	180 枚	
ブルーシート (7.2m×7.2m)	6,701 枚	
ブルーシート (7.2m×5.4m)	230 枚	
ブルーシート (5.4m×5.4m)	194 枚	
ブルーシート (3.6m×5.4m)	195 枚	
土嚢袋	3,200 枚	
拡声器 (ハンディメガホン)	10 台	
担架 (二つ折り アルミ製)	25 台	
ヘルメット	50 個	
使い捨てマスク	24,000 枚	
防塵マスク	66 箱	20 枚／箱
無気孔ゴーグル	440 個	
軍手	1,140 枚	
ロープ (50m)	20 本	
ロープ (100m)	18 本	
乾電池 (※各種)	1 式	
チェーンソー	5 台	
油圧ジャッキ	5 台	
手回し発電ライトラジオ	10 台	
消火用バケツ	10 個	
ポリバケツ (20ℓ)	25 個	
火バサミ	15 個	
たわし	25 個	
トンボ手付きザル	25 個	
柄杓 (15 cm)	25 個	
大型ケトル (やかん)	10 個	
大ハンマー (掛矢)	25 個	
リヤカー (ノーパンクタイヤ・折りたたみ式)	15 台	
バール	25 本	
剣先スコップ	15 本	
雪かき用アルミスコップ	100 本	
レスキューシート	5,750 枚	
救助工具セット	7 式	
防災釜 (一斗8升炊き釜)	7 式	
携行缶 (ガソリン 20ℓ)	25 個	
石油ストーブ (対流型)	25 台	
ポリタンク (灯油用)	25 個	
大型扇風機	28 台	
非常用ローソク (24 時間タイプ)	50 本	
多人数用救急箱 (50 人用)	5 箱	
子供用おむつ (S Sサイズ)	262 枚	
子供用おむつ (Sサイズ)	1,336 枚	
子供用おむつ (Mサイズ)	1,685 枚	
子供用おむつ (Lサイズ)	1,100 枚	
子供用おむつ (L Lサイズ)	148 枚	
大人用おむつ (Sサイズ)	226 枚	
大人用おむつ (M～Lサイズ)	502 枚	
大人用おむつ (L～L Lサイズ)	537 枚	

品 目	数 量	備 考
生理用品	3,382 枚	
ほ乳瓶（粉ミルク用）	260 本	240ml
ペット避難ケージ（段ボール）	111 式	（小・中型犬用）
ペット避難ケージ（段ボール）	9 式	（大型犬用）

〔水防関係〕

○水防資材等備蓄状況

河川名	倉 庫		管 理 責任者	倉庫鍵 保管者	所 在 地			資 機 材 等						
	名称	面積			市町村	大字	字	スコップ	鋤簾	立鎌	熊手	スノーダンプ (雪かき)	雪かき用 シャベル	ト ラ ロープ
釜無川	昭 和 町 水防倉庫	10 m ²	昭和町長	建設課長	昭和町	押 越	西道田	25 本	8 本	3 本	7 本	4 個	10 本	230m

資 機 材 等														
ゴ ム ハンマー	ハンマー	金槌	鉈	鎌	シノール	鋸	番 線 カッター	ペンチ	カッター	ゴム手袋	軍手・ 皮手袋	照明器具	麻袋	土嚢袋
2 本	2 本	3 本	3 本	3 本	10 本	4 本	1 本	2 本	2 本	3 双	35 双	5 個	25 枚	500 枚

資 機 材 等						
ブルー シート	カラー コーン	コーン パー	赤白棒	丸太	ツルハシ	番線・ 針金
15 枚	25 個	10 本	13 本	100 本	8 本	多数

〔緊急輸送・応援受入関係〕

○災害派遣部隊受け入れ場所

受 け 入 れ 場 所	所 在 地
町立図書館北側駐車場	昭和町押越 593-1

○自衛隊宿泊予定施設

名 称	所 在 地	宿泊可能人員	備 考
押原小学校体育館	昭和町押越 885	230 人	
押原小学校図書室	昭和町押越 885	20 人	

○臨時ヘリポート（緊急離着陸場）

緊 急 離 着 陸 場 名	所 在 地
押原中学校グラウンド	昭和町押越 542-1
押原公園	昭和町押越 1500-1

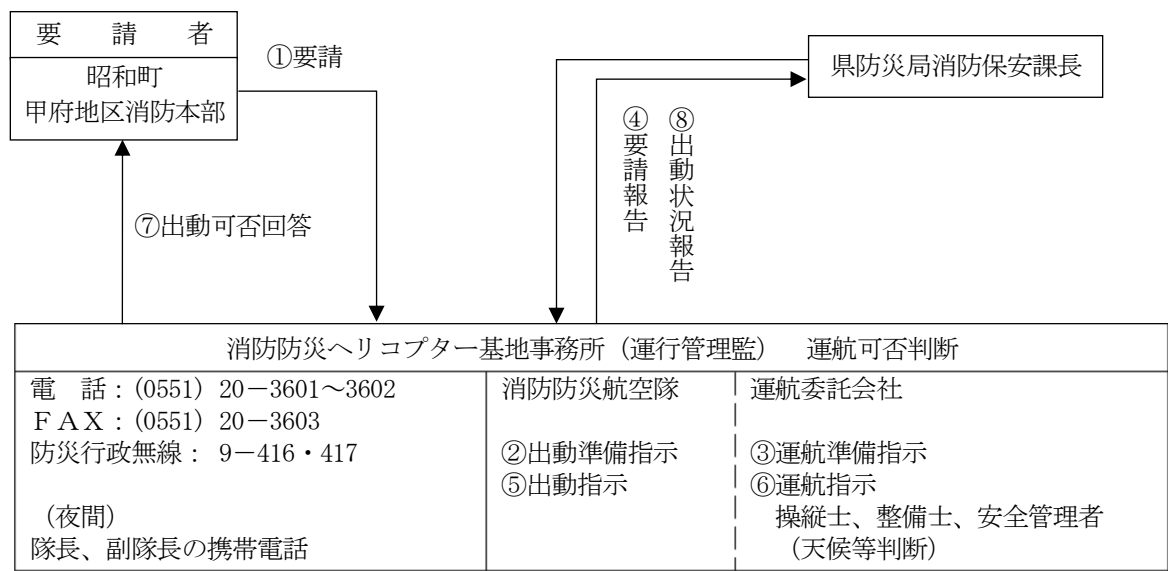
○ヘリコプター主要発着場

ヘリポートの名称	所 在 地	施設管理者 又は占有者	施 設 規 模			広さ (幅×長さ)	の 消 防 署 時 間 から (分)
			大型	中型	小型		
押原小学校校庭	昭和町押越 885	学校長		○		90× 90	15
西条小学校校庭	昭和町西条 2222	〃	○			100×100	10
押原中学校校庭	昭和町押越 452-1	〃	○			120×100	15
甲府昭和高校校庭	昭和町西条 3000	〃	○			100×100	10

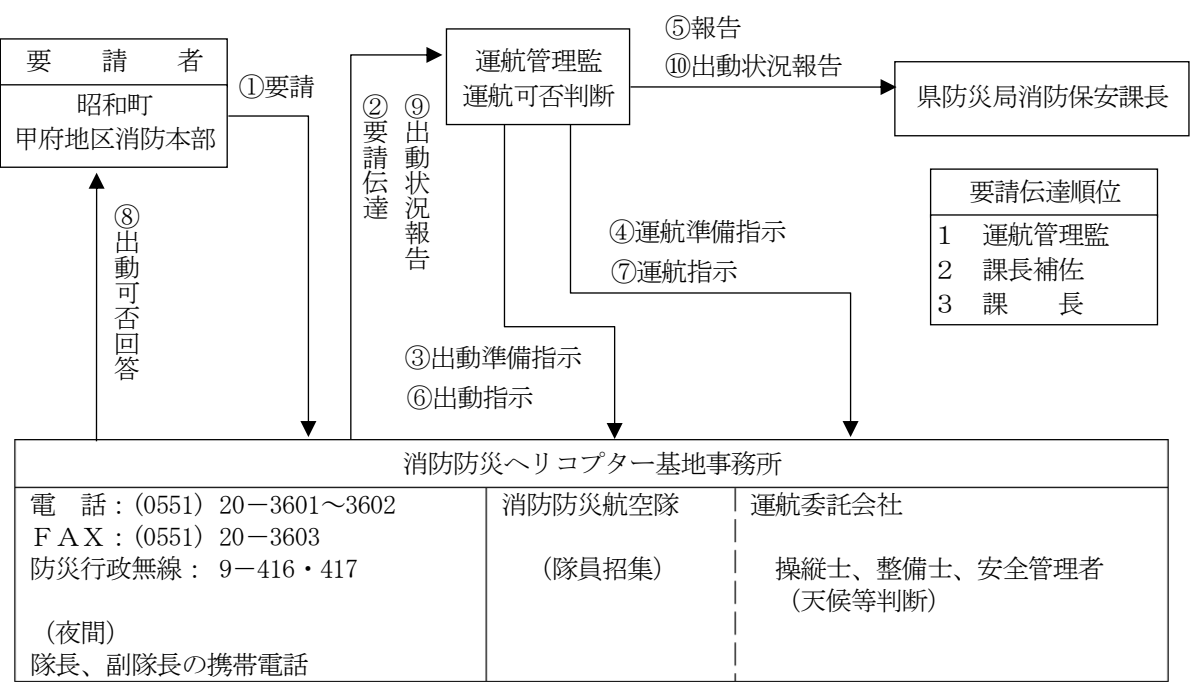
○県消防防災ヘリコプター要請

伝達系統図

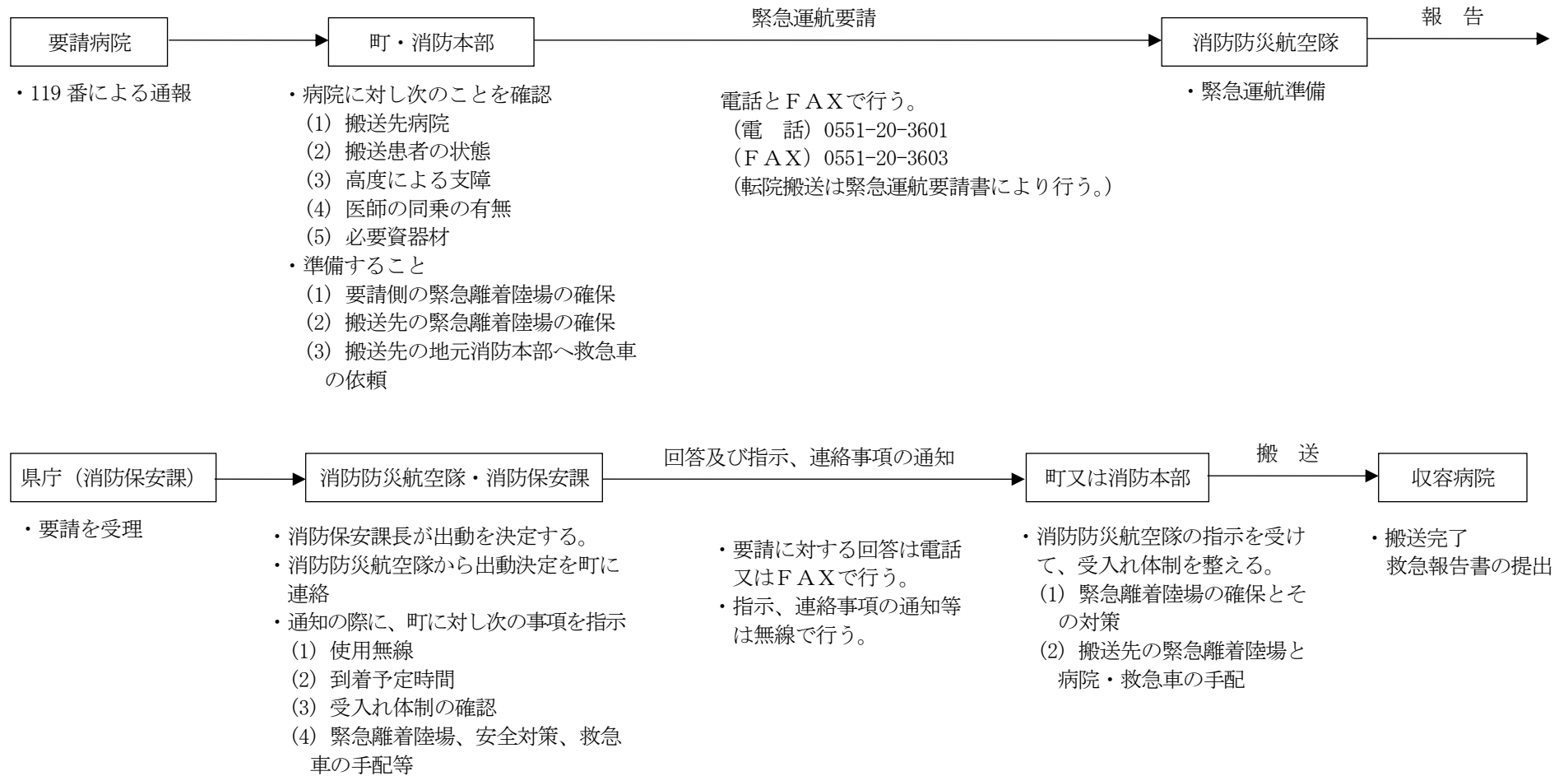
1 緊急運航連絡系統図



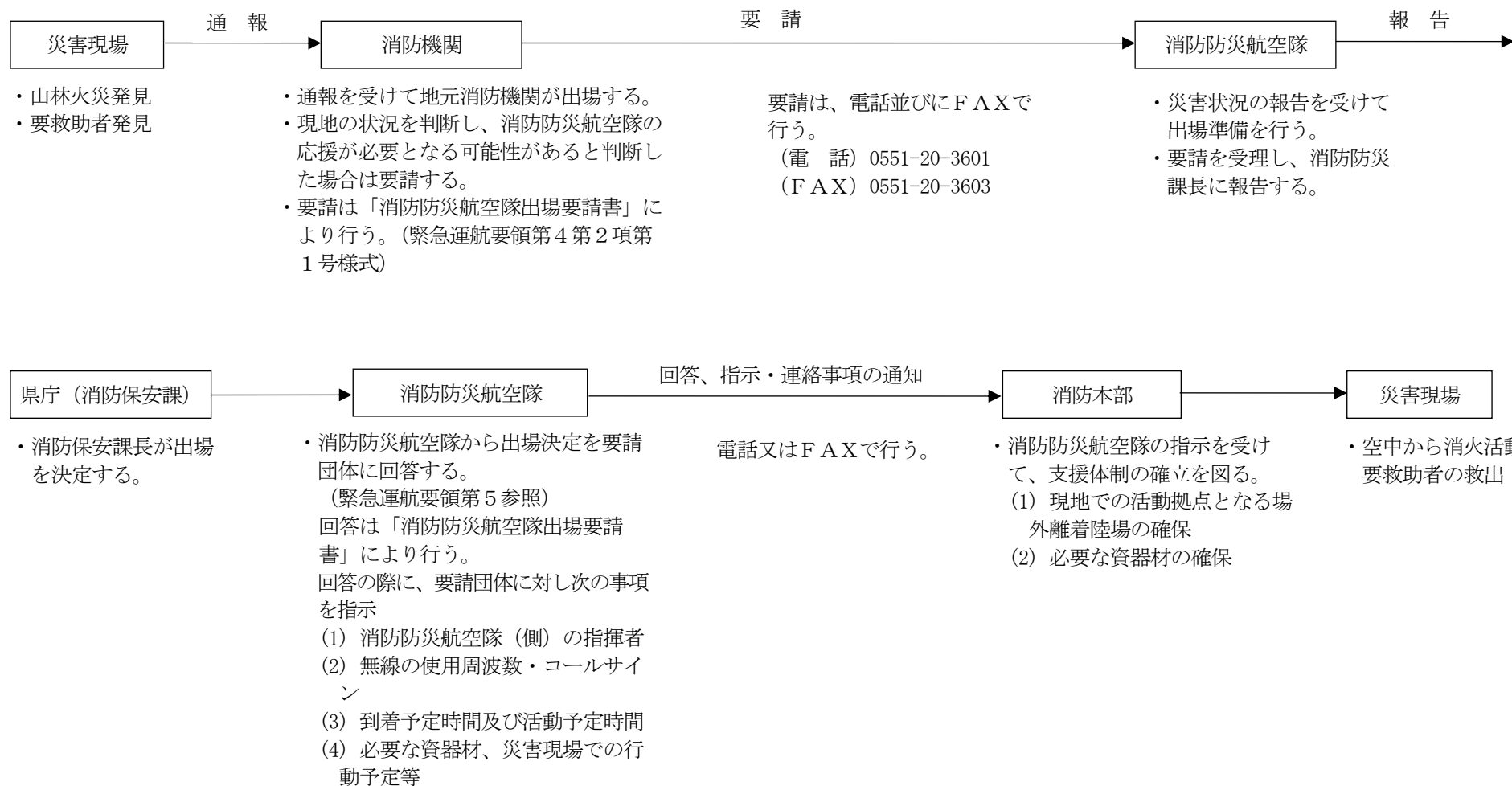
2 土・日・祝日緊急運航連絡系統図



救急搬送の流れ（転院搬送の場合） ※医師の同乗が必要

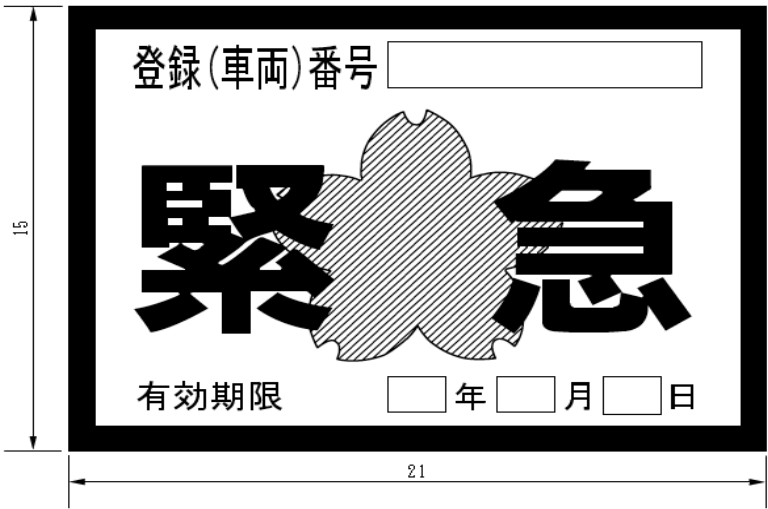


災害発生から応援出動までの流れ (山林火災・人命救助の場合)



○緊急輸送車両の標章、様式

緊急輸送車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		山梨県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名 又 は 名 称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A 5 とする。

〔応援協定等〕

○災害応援協定等一覧

協 定 名 称	協 定 先	協定締結日	協定の内容
中央自動車道消防相互応援協定	中央自動車道沿線関係市町村	昭和58年11月1日	高速道路上における消防法に定める業務を円滑迅速に処理
災害時における相互応援に関する協定	中部西関東市町村地域連携軸協議会	平成9年8月6日	自治体間相互応援
災害時における田富郵便局、昭和町間の協力に関する覚書	田富郵便局	平成9年9月30日	郵政事業に係わる相互協力等
消防相互応援協定	甲府地区広域行政事務組合、甲府市、甲斐市、中央市、昭和町	平成18年4月1日	火災等発生時相互応援
災害時における公共施設応急対策業務等に関する協定	昭和町建設安全協議会	平成20年7月11日	公共施設の応急対策業務
災害時における生活必需物資の調達に関する協定	株式会社 いちやまマート	平成20年7月28日	物資（生活必需品）の供給
災害時における生活必需物資の調達に関する協定	株式会社 オギノ	平成20年7月28日	物資（生活必需品）の供給
災害時における生活必需物資の調達に関する協定	D C M株式会社	平成20年7月28日	物資（生活必需品）の供給
災害時における生活必需物資の調達に関する協定	株式会社 クスリのサンロード	平成20年7月28日	物資（生活必需品）の供給
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	社団法人 山梨県トラック協会甲府支部	平成20年7月28日	物資等の緊急輸送業務
災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	赤帽山梨県軽自動車運送協同組合	平成20年7月28日	物資等の緊急輸送業務
災害時の機材緊急貸借に関する協定	信陽機材リース販売株式会社	平成20年8月12日	機材の緊急貸借
災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	イオンモール株式会社	平成23年2月24日	駐車場（一時避難所）・水道水・トイレ・生活物資等の提供
災害時における駐車場等施設の一時使用に関する協定	株式会社 イトーヨーカ堂	平成23年2月24日	駐車場（一時避難所）・水道水・トイレ等の提供
災害時における駐車場等施設の一時使用に関する協定	株式会社 アピオセレモニー	平成23年2月24日	駐車場（一時避難所）・水道水・トイレ等の提供
災害時における応急生活物資等の調達に関する協定	株式会社 イトーヨーカ堂	平成23年2月24日	応急生活物資等の調達・運搬
災害時における応急生活物資等の調達に関する協定	株式会社 岡島	平成23年2月24日	応急生活物資等の調達・運搬
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省	平成23年5月16日	情報交換・情報連絡員派遣
災害時における公共施設応急対策業務等に関する協定	昭和町電気・設備業協会	平成23年6月28日	公共施設の応急対策業務
災害時等の相互応援に関する協定	御前崎市	平成23年12月7日	自治体間相互応援

協 定 名 称	協 定 先	協定締結日	協定の内容
災害時等の相互応援に関する協定	牧之原市	平成24年2月1日	自治体間相互応援
災害時における復旧支援協力に関する協定	株式会社 クリーンライフ	平成24年8月1日	被災公共下水道管施設の復旧支援協力
災害時における応急対策業務に関する協定	甲府地区建設業協会	平成24年8月17日	公共施設の応急対策業務
災害時における被災家屋状況調査に関する協定	山梨県土地家屋調査士会	平成25年2月22日	被災家屋の調査・被災者からの相談業務
災害時における被災家屋状況調査に関する協定	山梨県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	平成25年2月22日	被災家屋の調査・被災者からの相談業務
廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	廃棄物と環境を考える協議会	平成25年7月12日	協議会加盟団体間相互応援
災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	東住機器販売有限会社	平成25年10月21日	生活物資等の提供
災害時における量の提供に関する協定	5 日で 5000 枚の約束。 プロジェクト実行委員会	平成27年7月8日	避難所で使用する量の提供
災害時等における避難所等の施設利用に関する基本協定	山梨県立甲府昭和高等学校	平成27年10月1日	災害時の避難地・避難所としての施設利用
山梨県・市町村被災者生活再建支援制度に関する協定	山梨県	平成27年11月25日	被災者生活再建支援金支給
富士山火山噴火時における西桂町の広域避難に関する覚書	西桂町	平成28年3月30日	富士山噴火時の広域避難
災害時における福祉避難所に関する協定	特別養護老人ホーム 昭寿荘	平成29年2月1日	要援護者の受入れ等
災害時における福祉避難所に関する協定	介護老人保健施設 ノイエス	平成29年2月1日	要援護者の受入れ等
災害時における福祉避難所に関する協定	介護老人保健施設 ひばり苑	平成29年2月1日	要援護者の受入れ等
災害時における福祉避難所に関する協定	社会福祉法人ひとふさの葡萄 さぼーと昭和・あおぞら	平成29年2月1日	要援護者の受入れ等
災害時における福祉避難所に関する協定	社会福祉法人 さかき会 みらいファーム	平成29年2月1日	要援護者の受入れ等
災害時における福祉避難所に関する協定	一般財団法人 なないろそらの家	平成29年2月1日	要援護者の受入れ等
災害時における LP ガスの供給に関する協定	一般社団法人 山梨県エルピーガス協会 甲府地区	平成29年2月1日	避難所・救護所、防災拠点施設への LP ガス供給
災害時における応急活動の協力に関する協定	一般社団法人山梨県トラック協会・株式会社北条重量工事	平成29年2月1日	防災備蓄品の提供
災害防災情報等の放送に関する協定	株式会社 日本ネットワークサービス	平成29年4月1日	災害防災情報の伝達
災害時における被災者支援に関する協定	山梨県行政書士会	平成29年5月18日	被災者支援相談業務・罹災証明発行等
災害時における動物救護活動に関する協定	公益社団法人山梨獣医師会	平成29年11月27日	動物救護活動、被災動物・飼育者支援
災害時における被災者等相談の実施に関する協定	山梨県司法書士会	平成30年3月19日	被災者の相続・不動産登記等に関する相談
災害時における医療救護に関する協定	中巨摩医師会昭和班	平成30年3月22日	医療救護班の派遣
災害時における葬祭業務支援に関する協定	株式会社ジットセレモニー	平成30年11月16日	火葬資機材等の支給、遺体安置施設の提供・遺体搬送等

資料編

協 定 名 称	協 定 先	協定締結日	協定の内容
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和2年6月1日	防災情報・避難所情報の発信等
災害時における電力復旧のための連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社	令和3年7月26日	停電情報、避難所情報、道路の復旧情報の提供・共有
昭和町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	昭和町社会福祉協議会	令和4年3月23日	ボランティアセンター設置及び運営の相互協力
山梨県における広域避難等に関する協定	山梨県、県内の全市町村	令和4年5月19日	避難所、避難情報の提供
大規模災害時における法律相談業務に関する協定	山梨県弁護士会	令和4年8月1日	法律相談業務
災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定	三協フロンテア株式会社	令和4年10月3日	ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の供給
災害時における仮設建物等の提供に関する協定	株式会社内藤ハウス	令和4年12月16日	仮設建物等の提供
災害時等における無人航空機の運用に関する協定	有限会社山梨ドローンテクノロジー	令和4年12月21日	無人航空機による災害情報の収集等の協力
災害時における避難所等の施設利用に関する基本協定	山梨県立甲府昭和高等学校	令和5年3月1日	水害時の避難地、避難所としての施設利用
災害時における相互協力に関する基本協定	東日本電信電話株式会社	令和5年3月29日	通信の早期復旧のための相互協力
災害時における停電復旧及び道路啓開作業の連携に関する覚書	東京電力パワーグリッド株式会社	令和6年1月29日	停電復旧作業・道路啓開作業の連携
災害時における応急活動の支援に関する協定	山梨県厚生農業協同組合連合会、	令和6年3月26日	応急活動支援
災害時における生活物資の供給等に関する協定	パナソニック ホールディングス株式会社	令和6年3月27日	生活物資の提供
浸水時における緊急時避難協力施設としての一時使用に関する協定	ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社甲府工場	令和6年8月1日	浸水時の緊急時避難協力施設（施設の一部）
災害時の相互協力に関する協定	株式会社N T T ドコモ	令和6年12月17日	災害時の情報連携及び相互協力
災害時における物資供給に関する協定	大東建託株式会社 甲府支店	令和7年9月10日	生活物資の提供
災害時における石油類燃料の供給に関する協定	平野石油株式会社 山梨営業所	令和7年11月28日	石油類燃料の供給
災害時における避難施設としての使用及び支援協力に関する協定	有限会社 飛鳥急送	令和7年12月15日	一時避難・水道水・トイレ・シャワー・生活物資等の提供
災害時における非常用電源設備の供給に関する協定	株式会社アイ・テック 甲府支店	令和8年5月11日	非常用電源設備の供給

〔条例等〕

○昭和町防災会議条例

〔昭和38年5月27日
条 例 第 2 号〕

改正 昭和46年5月7日条例第11号 昭和49年9月27日条例第17号
昭和54年3月26日条例第7号 平成9年12月22日条例第18号
平成12年3月23日条例第1号 平成21年3月27日条例第4号
平成24年9月25日条例第16号

（趣 旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、昭和町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- （1）昭和町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2）町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3）前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- （3）前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - （1）山梨県の知事部局職員
 - （2）南甲府警察署長
 - （3）甲府地区広域行政事務組合消防長
 - （4）町議会議員のうち議長、副議長、各常任委員長
 - （5）町教育委員会教育長
 - （6）町消防団長
 - （7）町職員のうち各所属長
 - （8）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - （9）その他町長が必要と認める者
- 6 前項第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、町長が必要と認めた者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委 任）

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、昭和38年6月1日から施行する。

附 則（昭和46年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月25日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

○昭和町災害対策本部条例

〔昭和38年5月27日〕
条 例 第 3 号改正 平成9年12月22日 条例第19号
平成17年3月30日 条例第4号
平成19年3月23日 条例第2号
平成24年9月25日 条例第16号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、昭和町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 災害対策本部は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）、災害対策本部付（以下「本部付」という。）及び班で組織する。

- 2 本部長には町長を、副本部長には副町長を、本部付には教育長及び消防団長をもって充てる。
- 3 本部長は、災害対策本部の事務を統括し、職員を指揮監督する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 本部付は、本部長及び副本部長を補佐する。
- 6 班は、各課長相当職を班長とし、所属職員を班員とする。
- 7 班長は、本部長の命を受けて班員を指揮し、班員は、班長の命を受けて災害対策に従事する。

(現地災害対策本部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、現地災害対策本部を置くことができる。

- 2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、副本部長、班長その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委 任)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年6月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第4号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第2号抄）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月25日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

○昭和町地震災害警戒本部条例

〔昭和54年10月1日〕
条 例 第 15 号

改正 平成9年12月22日条例第20号

(趣 旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定により、昭和町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 警戒本部の組織は、昭和町災害対策本部条例（昭和38年昭和町条例第3号）第2条の規定に準ずるものとする。

(委 任)

第3条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

○昭和町水防協議会条例

〔昭和46年3月22日〕
条 例 第 4 号改正 昭和49年9月27日条例第18号
平成17年3月30日条例第3号
平成20年3月28日条例第14号
平成30年6月25日条例第19号
令和6年3月21日条例第18号平成12年3月23日条例第1号
平成19年3月23日条例第2号
平成26年6月25日条例第12号
令和3年3月24日条例第1号

(趣 旨)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第26条第1項の規定により、設置された昭和町水防協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(顧問及び参与)

第2条 町長は、必要と認めたときは協議会に顧問及び参与若干人を置くことができる。

2 顧問及び参与は、関係行政機関の職員並びに水防に関係ある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから町長が命じ、又は委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べ、参与は協議会に出席し、意見を述べることができる。

(会長及びその代理者)

第3条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定した委員がその職務を代行する。

(任 期)

第4条 関係行政機関の職員たる委員(別表のとおり)の任期は、その職にある期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任委員の残任期間とする。

2 町長は、特別の理由があると認めたときは、前項の規定にかかわらずその任期中においてもこれを免じ、又は解職することができる。

(招 集)

第5条 会長は、会議を招集しその議長となる。

(定足数及び表決)

第6条 協議会は委員の3分の1以上出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席議員の過半数で決するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第7条 協議会に幹事及び書記各々若干人を置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け庶務を処理する。

3 書記は、上司の命を受け処務に従事する。

(委 任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、協議会に諮り昭和町長が定める。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第3号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

資料編

附 則（平成19年条例第2号）抄

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第14号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月25日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年6月25日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月24日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表 略

〔情報関係〕

○気象警報・注意報の発表基準

令和6年5月23日現在
発表官署 甲府地方気象台

府県予報区：山梨県 一次細分区域：中・西部 市町村等をまとめた地域：中北地域			
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 18
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 ー
	洪水	流域雨量指数基準	鎌田川流域=6.8
		複合基準*1	ー
		指定河川洪水予報による基準	富士川（釜無川を含む） [船山橋]
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 15cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	125
	洪水	流域雨量指数基準	鎌田川流域=5.4
		複合基準*1	ー
		指定河川洪水予報による基準	ー
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 25%で実効湿度 50%*2	
	なだれ	1. 表層なだれ：24時間降雪が30cm以上あって、気象変化の激しいとき 2. 全層なだれ：積雪50cm以上、最高気温15℃以上（甲府地方気象台）で、かつ24時間降水量が20mm以上	
	低温	夏期：最低気温が甲府地方気象台で16℃以下または河口湖特別地域気象観測所で12℃以下が2日以上続くとき 冬期：最低気温が甲府地方気象台で－6℃以下 河口湖特別地域気象観測所で－10℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
	着氷	著しい着氷が予想される場合	
	着雪	著しい着雪が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm

*1 （表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 湿度は甲府地方気象台の値。

表面雨量指数：地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもので、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。

流域雨量指数：降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を数値化したもので、河川の上流域に降った雨によりどれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。

○特別警報の種別及び発表基準

参考：令和7年2月26日現在気象庁ホームページ

気象等に関する特別警報の発表基準

種 別	気象庁の基準	特別警報に相当する事例
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	平成27年9月 関東・東北豪雨 (死者8人) 平成29年7月 九州北部豪雨 (死者行方不明者43人) 平成30年7月豪雨 (死者行方不明者231人) 令和元年10月 台風19号 (死者行方不明者97人)
暴 風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	昭和34年 伊勢湾台風 (死者行方不明者5,098人) 昭和9年 室戸台風 (死者行方不明者3,036人)
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	昭和56年豪雪 (死者行方不明者152人) 昭和38年1月豪雪 (死者行方不明者231人)
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪に伴う暴風が吹くと予想される場合	

(注) 過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。

火山・地震(地震動)に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)*を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

*噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報(居住地域)」「噴火警戒レベル4または5」を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報(居住地域)」(キーワード：居住地域嚴重警戒)を特別警報に位置づけています。

○避難指示等の判断基準

(1) 避難指示等の判断基準

①洪水予報河川：釜無川

区分	状況	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象 地区
高齢者等避難	日中	①釜無川（船山橋観測所）の水位が「氾濫注意水位」である 2. 0 0 mを超えた状態で、釜無川流域において大雨警報（浸水害）が発表され、かつ、上流域における予想雨量や実況雨量から引き続きの水位上昇が見込まれる場合。 ②釜無川（船山橋観測所）の水位が「避難判断水位」である 2. 0 0 mに到達し、かつ、上流域における予想雨量や実況雨量から、引き続きの水位上昇が見込まれる場合。 ③堤防の漏水・浸食等が発見された場合。	対象河川該当区域
	夜間・早朝	①予想雨量や実況雨量から、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合。 ②台風等が夜間から明け方に接近、又は通過し、多量の降雨が予想される場合。	
避難指示	日中	①釜無川（船山橋観測所）の水位が「氾濫危険水位」である 2. 2 0 mに到達した場合。 ②釜無川（船山橋観測所）の水位が「避難判断水位」である 2. 0 0 mを超えた状態で、かつ、上流域における予想雨量や実況雨量から、急激な水位上昇による氾濫のおそれが見込まれている場合。 ③堤防の異常な漏水・浸食等が発見された場合。	
	夜間・早朝	①気象情報及び降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合。 ②判断する時点で（夕刻）で、釜無川（船山橋観測所）の水位が「避難判断水位」を超えた状態で、次のことが予想される場合。 ・上流における予想雨量や実況雨量から引き続き水位の上昇が予想される。 ・台風等が夜間から明け方に接近、又は通過し、多量の降雨が予想される場合。	
緊急安全確保	—	①決壊や越・溢水が発生した場合 (水防団等からの報告により把握できた場合)	

②水位周知河川：荒川

区分	状況	基準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対象 地区
高齢者等避難	日中	①荒川（甲府市飯田観測所）の水位が「氾濫注意水位」である 3. 0 0 mを超えた状態で、荒川流域において大雨警報（浸水害）が発表され、かつ、上流域における予想雨量や実況雨量から引き続きの水位上昇が見込まれる場合。 ②荒川（甲府市飯田観測所）の水位が「避難判断水位」である 3. 4 0 mに到達し、かつ、上流域における予想雨量や実況雨量から、引き続きの水位上昇が見込まれる場合。 ③堤防の漏水・浸食等が発見された場合。	対象河川該当区域
	夜間・早朝	①予想雨量や実況雨量から、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合。 ②台風等が夜間から明け方に接近、又は通過し、多量の降雨が予想される場合。	
避難指示	日中	①荒川（甲府市飯田観測所）の水位が「氾濫危険水位」である 4. 0 0 mに到達した場合。 ②荒川（甲府市飯田観測所）の水位が「避難判断水位」である 3. 4 0 mを超えた状態で、かつ、上流域における予想雨量や実況雨量から、急激な水位上昇による氾濫のおそれが見込まれている場合。 ③堤防の異常な漏水・浸食等が発見された場合。	
	夜間・早朝	①気象情報及び降水短時間予報等により、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合。 ②判断する時点で（夕刻）、荒川（甲府市飯田観測所）の水位が「避難判断水位」を超えた状態で、次のことが予想される場合 ・上流における予想雨量や実況雨量から引き続き水位の上昇が予想される。 ・台風等が夜間から明け方に接近、又は通過し、多量の降雨が予想される場合。	
緊急安全確保	—	①決壊や越・溢水が発生した場合 (水防団等からの報告により把握できた場合)	

③【内水氾濫地域に対する避難指示】

洪水予報河川の避難判断は、堤防から水があふれたり、堤防が決壊することを想定して設定しているが、内水氾濫地域では、下水道等の処理能力を超える降雨があったり、洪水予報河川の水位上昇によって排水機の運転が停止されたり、機能が低下したりすることで浸水が発生する場合はほとんどである。

このため、内水氾濫地域で浸水深が深く、屋内での安全確保措置では身体に危険が及ぶ可能性がある場合は、総合的な状況を勘案し、避難情報を発令するものとする。

(2) 避難指示等の解除

①洪水予報河川、水位周知河川（釜無川、荒川）

水位が「氾濫危険水位」を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域の降雨がほとんど無い場合を基本として、解除する。

また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川の氾濫するおそれが無くなった段階を段階基本として、解除する。

②その他の中小河川

当該河川又は下水道の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除する。

○警戒レベルを用いた避難情報の文例

※避難情報については基本的にサイレンを吹鳴した後、伝達する。

警戒レベル3 高齢者等避難

こちらは防災しょうわです。

昭和町役場からお知らせします。

警戒レベル3、高齢者等避難。

警戒レベル3、高齢者等避難。

（〇〇地区）に洪水に関する高齢者等避難を発令しました。

（台風〇〇号の接近）に伴い夜間にかけて多量の降雨が予想されます。

お年寄りの方、からだの不自由な方など、避難に時間のかかる方は、避難を開始してください。その他の方は避難の準備を始めてください。

なお、避難については、自宅の2階以上などの高い場所、または避難所へ避難をしてください。

避難所は〇〇を開設しています。

警戒レベル4 避難指示

こちらは防災しょうわです。

昭和町役場からお知らせします。

警戒レベル4、避難指示。

警戒レベル4、避難指示。

（〇〇地区）に洪水に関する避難指示を発令しました。

〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。

（〇〇地区）の方は速やかに全員避難を開始してください。

なお、避難所への避難が危険と思われる場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難をしてください。

避難所は〇〇を開設しています。

警戒レベル5 緊急安全確保

こちらは防災しょうわです。

昭和町役場からお知らせします。

警戒レベル5、緊急安全確保。

警戒レベル5、緊急安全確保。

〇〇川〇〇付近で〇〇川の水があふれました。

〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に避難するか、屋内の安全な場所に避難をし、命を守る最善の行動をとってください。

○被害の認定基準

被害区分		認 定 基 準
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	負 傷 者	災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。 「重傷者」 1 月以上の治療を要する見込みのもの 「軽傷者」 1 月未満で治療できる見込みのもの
住 家 の 被 害	住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもとする。
	住家半壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のもとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のもとする。
	半 壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のもとする。
	準 半 壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非 住 家	住宅以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、公立保育所等の公用又は公共の用に供せる建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被害区分			認 定 基 準
そ の 他 被 害	被害 田畑の	流失	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
		埋没	
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路		道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋 梁		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河 川		河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川 若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 漁	湾 港	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項及び漁港法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾・漁港の利用及び管理上必要な臨港交通のための施設とする。
	砂 防		砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	崖くずれ		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。
	地すべり		地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	土 石 流		土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。
	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
そ の 他 の 公 共 施 設	船舶被害		ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ、航行できない程度の被害を受けたものとする。
	通信被害		災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	り 災 世 帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り 災 者		り災世帯の構成員とする。
	公立文教施設		公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ書きするものとする。

被害区分		認 定 基 準
その他の被害	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間

令和6年10月11日現在（山梨県災害救助法施行細則による）

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり350円 （加算額） 冬季（10～3月）別に定める。 高齢者、障害者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とする。 2 輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 建設型応急住宅 （1）規格 1戸当たり平均29.7㎡ （2）限度額 1戸当たり6,883,000円以内 （3）同一敷地内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 （規模、費用は知事が別に定める。） 2 賃貸型応急住宅 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて1（2）に定める規模に準ずる。 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。	災害発生の日から20日以内に着工	1 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間 完成の日から最高2年以内
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者 3 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者	1 1人1日当たり1,330円以内 2 被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を支給することができる。	災害発生の日から7日以内	1 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物 2 費用は、主食、副食及び燃料等の経費
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	水の購入費、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から7日以内	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全壊（焼）半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困	1 夏期（4月～9月）、冬期（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 現物給付に限ること （1）被服、寝具及び身の回り品 （2）日用品 （3）炊事用具及び食器 （4）光熱材料

救助の種類	対 象	費用の限度額				期 間	備 考		
	難な者	区分 単位円		1 人 世帯	2 人 世帯	3 人 世帯	4 人 世帯	5 人 世帯	6 人以上 1 人増 す ごとに 加算
		全壊・全焼・ 流失	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
			冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
	半壊・半焼・ 床上浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800	
		冬	10,400	13,600	19,400	23,000	29,000	3,800	
医 療	医療の途を失った者 (応急的に処置)	1 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、医療器具破損修繕等の実費 2 病院又は診療所による場合は、国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者による場合は、協定料金の額以内				災害発生の 日から 14 日 以内	1 医療の範囲 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護		
助 産	災害発生の日以前又は 以後 7 日以内に分べん した者であって、災害の ため助産の途を失った 者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の 2 割引以内の額				分べんした 日から 7 日 以内	1 助産の範囲 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん 後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他 の衛生材料の支給		
被災者の 救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	救出のための機械、器具等の借上費 又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、費用額は当該地域における通常の実費				災害発生の 日から 3 日 以内			
被災した 住宅の応 急修理	住宅が半壊（焼）し、 自らの資力では応急修理 をすることができない者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う (1) 半壊又は半焼した世帯 1 世帯 当たり 717,000 円以内 (2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1 世帯 当たり 348,000 円				災害発生の 日から 1 ヶ 月以内			
学用品の 給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上 浸水により学用品を喪失又は き損し、就学上支障のある 小学校児童、中学校生徒及び 高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、 教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額 以内 小学校児童 1 人当たり 5,200 円 中学校生徒 1 人当たり 5,500 円 高等学校等生徒 1 人当たり 6,000 円				災害発生の 日から (教科書) 1 ヶ月以内 (その他の学用品) 15 日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は 個々の実情に応じて支給する。		
埋 葬	災害の際死亡した者について、 死体の応急的処置程度のもの を行う。	1 棺（付属品含む） 2 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む） 3 骨つぼ及び骨箱 埋葬費 1 体当たり 大人（12 歳以上）226,000 円以内 小人（12 才未満）180,800 円以内				災害発生の 日から 10 日 以内			
死体の捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、 四囲の事情によりすでに死亡 していると推定される者	搜索のための機械器具等の借上費 又は購入費、修繕費及び燃料費等 とし、費用額は当該地域にお ける通常の実費				災害発生の 日から 10 日 以内			

資料編

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者についての死体に関する処理（埋葬を除く。）	（洗浄・縫合、消毒等） 1 体当たり 3,600 円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実績 既存建物以外 1 体当たり 5,700 円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金額以内	災 害 発 生 の 日 から 10 日 以内	1 検案は原則として救護班が行う。 2 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実績を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力では除去することができない者	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇用費等 1 世帯当たり 140,000 円以内	災 害 発 生 の 日 から 10 日 以内	
救 助 の た め の 輸 送 費 及 び 賃 金 職 員 等 雇 上 費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 災害にかかった者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実績	救 助 の 実 施 が 認 め ら れ る 期 間 以 内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者 同第10条第5号から第10号までに規定する者	医師、歯科医師 1 人 1 日 当 たり 25,700 円 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師 1 人 1 日 当 たり 17,800 円 保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士 1 人 1 日 当 たり 16,200 円 救急救命士 1 人 1 日 当 たり 14,700 円 土木技術者、建築技術者 1 人 1 日 当 たり 17,500 円 大工 1 人 1 日 当 たり 28,900 円 左官 1 人 1 日 当 たり 29,500 円 とび職 1 人 1 日 当 たり 27,900 円 地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内	救 助 の 実 施 が 認 め ら れ る 期 間 以 内	時間外勤務手当及び旅費は、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

〔浸水想定区域内の要配慮者利用施設〕

	名 称	種 類	所 在 地	電 話	避難場所
				F A X	
学 校	押原小学校	小学校	押越 885	055-275-2053 055-275-2115	
	西条小学校	小学校	西条 2222	055-275-6100 055-275-6193	
	常永小学校	小学校	河西 15-1	055-268-1111 055-268-1112	
	押原中学校	中学校	押越 542-1	055-275-2040 055-275-2032	
	甲府昭和高等学校	高等学校	西条 3000	055-275-6177 055-275-2594	
	昭寿荘	特別養護老人ホーム	西条 2605	055-275-5551 055-275-5552	西条小学校
	ノイエス	介護保健施設	河東中島 443	055-275-1165 055-275-1161	地域交流センター
	ひばり苑	介護老人保健施設	飯喰 1277	055-275-9511 055-275-9512	常永小学校
社 会 福 祉 施 設	昭和の憩	有料老人ホーム	河西 1615-2	055-288-8000 055-268-1651	
	ニチイケアセンター昭和西条	地域密着型認知症対応型共同生活介護事業所	西条 2092	055-268-6650 055-268-6651	
	小規模多機能ホーム昭和	地域密着型小規模多機能型居宅介護事業所	河西 1149-2	055-288-0712 055-288-0713	
	デイサービス りばーはうすひだまり	通所介護	河西 1493	055-275-6106 055-275-0375	
	デイサービスセンター フクエス昭和	通所介護	西条 5278	055-270-0007	
	ほたるの郷・翔和	地域密着型介護老人福祉施設	清水新居 321	055-231-8001 055-223-1008	
	ゆらぎデイサービス	老人福祉施設 (デイサービス)	西条 30-1	055-275-1072 055-275-1073	
	和の里西条	サービス付き高齢者住宅	西条 2100	055-215-2885	
	みらいファーム	生活介護	紙漉阿原 1808-2	055-275-6555	
	アルプスの杜	就労継続支援 A 型	上河東 847	055-273-0294 055-273-0295	
	グループホームあーる	グループホーム	西条新田 375-3	055-270-0630	
	障がい者グループホーム希隠	グループホーム	清水新居 1-1	055-244-8787	
	あおぞら（ひとふさの葡萄）	放課後等デイサービス	押越 2215-1	055-287-9040	
	なないろそらの家	放課後等デイサービス	西条新田 619-2	055-275-0808	
	げんきキッズクリニック	医療型短期入所施設	河東中島 748-1	055-268-5599	
	ばわふる	生活介護・居宅介護	紙漉阿原 2457	055-236-9447 055-236-9448	

資料編

	名 称	種 類	所 在 地	電 話	避難場所
				F A X	
社 会 福 祉 施 設	常永保育園	児童福祉施設（保育園）	河西 743-1	055-275-6464 055-275-8345	
	上河東保育園	児童福祉施設（保育園）	河西 1608-1	055-275-3588 055-242-7720	
	第二上河東保育園	児童福祉施設（保育園）	上河東 521	055-275-3864 055-275-3846	
	押原こども園	児童福祉施設 （認定こども園）	押越 84	055-275-6878 055-275-0001	
	ふるるこども園	児童福祉施設 （認定こども園）	築地新居 2289-5	055-298-4130 055-268-0855	
	昭和こども園	児童福祉施設 （認定こども園）	西条 4185-2	055-275-4252 055-275-4076	
	富士桜学院	児童福祉施設 （認定こども園）	押越 766	055-240-7722 055-240-7733	
	げんき夢こども園	児童福祉施設 （認定こども園）	河東中島 748-1	055-268-5577 055-268-5598	
	押原きっず	児童福祉施設 （小規模保育施設）	押越 22-1	055-288-0030 055-288-0030	
	イングリッシュプラス プリバンビクラス	児童福祉施設 （認可外保育施設）	西条新田 735	055-268-1200 055-268-1201	
	てくてく保育園 甲府昭和	児童福祉施設 （認可外保育施設）	清水新居 1317	055-269-6113 055-269-9001	
	押原児童館	児童厚生施設および放課後児 童健全育成事業の用に供する 施設	押越 616	055-275-6462 055-225-6222	
	西条児童館	児童厚生施設および放課後児 童健全育成事業の用に供する 施設	西条 2225-1	055-275-9616 055-275-9241	
	常永児童館	児童厚生施設および放課後児 童健全育成事業の用に供する 施設	河西 8-1	055-275-0358 055-275-0358	
	児童センター	児童厚生施設および放課後児 童健全育成事業の用に供する 施設	清水新居 560	055-233-1152 055-233-4152	
医 療 施 設	田辺産婦人科	医療機関	西条 640	055-275-3577 055-275-3281	
	今井クリニック	医療機関	河東中島 443	055-275-1170	
	武川病院	医療機関	飯喰 1277	055-275-7311	
				055-275-4562	

〔様式〕

○参集状況

班員参集状況表（ 班）

職名	名前	30 分 以内	30 分～ 1 時間	1～ 2 時間	2～ 3 時間	3～ 4 時間	4～ 5 時間	5 時間 以上	特記事項 (交通手段)
		(到着時間を下の欄に記入してください)							
		:	:	:	:	:	:	:	
		:	:	:	:	:	:	:	
		:	:	:	:	:	:	:	
		:	:	:	:	:	:	:	
		:	:	:	:	:	:	:	
		:	:	:	:	:	:	:	
		:	:	:	:	:	:	:	
		:	:	:	:	:	:	:	
		:	:	:	:	:	:	:	
		:	:	:	:	:	:	:	
		:	:	:	:	:	:	:	
		:	:	:	:	:	:	:	
		:	:	:	:	:	:	:	
		:	:	:	:	:	:	:	
		:	:	:	:	:	:	:	
集計人数									

【特記事項】

●職員の負傷、被災状況等

●登庁途中における被害状況等

【説明】

- ・ 班ごとの、参集表の様式を作成しました。活用ください。
- ・ 参集報告は、①参集者人数、②職員の負傷等被災状況、③登庁途中の被害状況の 3 点を総務班（総務課総務係）へ報告願います。
- ・ 総務班が取りまとめ後、本部に報告します。

○避難者名簿

名簿No.	
-------	--

避難者名簿

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

地区名		現住所		連絡先電話	
-----	--	-----	--	-------	--

氏 名	世帯主との 続柄	性別	年齢	職業・学校・学年等	入所日	入所時間	収容期間・日数
					月 日	時 分	月 日～ 月 日（ ）日
					月 日	時 分	月 日～ 月 日（ ）日
					月 日	時 分	月 日～ 月 日（ ）日
					月 日	時 分	月 日～ 月 日（ ）日
					月 日	時 分	月 日～ 月 日（ ）日
					月 日	時 分	月 日～ 月 日（ ）日
					月 日	時 分	月 日～ 月 日（ ）日
					月 日	時 分	月 日～ 月 日（ ）日
					月 日	時 分	月 日～ 月 日（ ）日
					月 日	時 分	月 日～ 月 日（ ）日
					月 日	時 分	月 日～ 月 日（ ）日

○被害状況報告書

└

『被害状況報告書』

報 告 日 時	年 月 日 時 分
地 区 名	
担 当 者	
地区役員同行者	

No.	人的被害		住家被害		その他	被害の状況
	死者		全壊			
	行方不明者		半壊			
	負傷者	重傷者	一部破損			
		軽傷者	床上浸水			
			床下浸水			
	死者		全壊			
	行方不明者		半壊			
	負傷者	重傷者	一部破損			
		軽傷者	床上浸水			
			床下浸水			
	死者		全壊			
	行方不明者		半壊			
	負傷者	重傷者	一部破損			
		軽傷者	床上浸水			
			床下浸水			
	死者		全壊			
	行方不明者		半壊			
	負傷者	重傷者	一部破損			
		軽傷者	床上浸水			
			床下浸水			
	死者		全壊			
	行方不明者		半壊			
	負傷者	重傷者	一部破損			
		軽傷者	床上浸水			
			床下浸水			

○「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式

第1号様式（火災）

第 報

※特定の事故を除く。

		報 告 日 時		年 月 日 時 分	
		都 道 府 県			
		市 町 村 (消防本部名)			
消防庁受信者氏名		報 告 者 名			

火 災 種 別	1. 建物 2. 林野 3. 車両 4. 船舶 5. 航空機 6. その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
火元の業態・ 用 途			事 業 所 名 (代表者名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)		人	死者の生じた 理 由		
	負傷者 重 症		人			
	中等症		人			
	軽 症		人			
建 物 の 概 要	構造		建築面積	m ²		
	階層		延べ面積	m ²		
焼 損 程 度	焼 損 棟数	全 焼 棟	} 計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	m ²
		半 焼 棟			建物焼損表面積	m ²
部分焼 棟	林野焼損面積	ha				
ぼ や 棟						
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署)		台	人		
	消 防 団		台	人		
	そ の 他		台・機	人		
	(消防防災ヘリコプター等)					
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名 {
1. 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2. 危険物に係る事故
3. 原子力災害
4. その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事 故 種 別	1. 火災 2. 爆発 3. 漏えい 4. その他 ()				
発 生 場 所					
事 業 所 名		特別防災区域	〔 レイアウト第一種、第一種 第二種、その他 〕		
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発 見 日 時	月 日 時 分		
		鎮 火 日 時 (処 理 完 了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法		気 象 状 況			
物 質 の 区 分	1. 危険物 2. 指定可燃物 3. 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5. 毒劇物 6. R I 等 7. その他 ()		物 質 名		
施 設 の 区 分	1. 危険物施設 2. 高圧混在施設 3. 高圧ガス施設 4. その他 ()				
施 設 の 概 要		危 険 物 施 設 の 区 分			
事 故 の 概 要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等	人 (人)	
			重 症	人 (人)	
			中等症	人 (人)	
			軽 症	人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)		台 人	
		消 防 団		台 人	
		消防防災ヘリコプター		機 人	
		海 上 保 安 庁		人	
		自 衛 隊		人	
		そ の 他		人	
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事 故 災 害 種 別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害								
発 生 場 所									
発 生 日 時 (覚 知 日 時)	<table border="1"> <tr> <td>月 日 時 分 (月 日 時 分)</td> <td>覚知方法</td> </tr> </table>	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法						
月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法								
事 故 の 概 要									
死 傷 者 等	<table border="1"> <tr> <td>死者 (性別・年齢)</td> <td>負傷者等</td> <td>人(人)</td> </tr> <tr> <td>計 人</td> <td rowspan="3"> { 重 症 人(人) 中等症 人(人) 軽 症 人(人) </td> <td></td> </tr> <tr> <td>不明 人</td> <td></td> </tr> </table>	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人(人)	計 人	{ 重 症 人(人) 中等症 人(人) 軽 症 人(人)		不明 人	
死者 (性別・年齢)	負傷者等	人(人)							
計 人	{ 重 症 人(人) 中等症 人(人) 軽 症 人(人)								
不明 人									
救助活動の要否									
要救護者数(見込)	<table border="1"> <tr> <td>救助人員</td> </tr> </table>	救助人員							
救助人員									
消防・救急・救助 活 動 状 況									
災害対策本部等の 設 置 状 況									
その他参考事項									

(注) 負傷者等欄の() 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

災 害 の 概 況	発 生 場 所							発 生 日 時	月 日 時 分					
被 害 の 状 況	人的 被害	死 者		人	重症		人	住 家 被 害	全 壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害 関連死者		人		半 壊			棟	床下浸水		棟		
		不 明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
		119 番通報の件数												
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部 等の設置状況		(都道府県)						(市町村)					
	消防機関等の 活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等 について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣 要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

資料編

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都 道 府 県				区 分		被 害		
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名 第 報 (月 日 時現在)			田	流 失 ・ 埋 没	ha		
					冠 水		ha	
					畑	流 失 ・ 埋 没	ha	
						冠 水	ha	
報 告 者 名				学 校	箇所			
				病 院	箇所			
				道 路	箇所			
区 分		被 害		橋 り よ う	箇所			
人的被害	死 者	人		河 川	箇所			
		うち災害関連死者	人		港 湾	箇所		
	行 方 不 明 者		人		砂 防	箇所		
	負傷者	重 傷	人		清 掃 施 設	箇所		
		軽 傷	人		鉄 道 不 通	箇所		
					被 害 船 舶	隻		
住 家 被 害	全 壊	棟		そ の 他	水 道	戸		
		世帯			電 話	回線		
		人			電 気	戸		
	半 壊	棟			ガ ス	戸		
		世帯			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		
		人						
	一 部 破 損	棟						
		世帯						
		人						
	床 上 浸 水	棟			り 災 世 帯 数	世帯		
		世帯			り 災 者 数	人		
		人			火災発生	建 物	件	
非住家	公 共 建 物	棟		危 険 物	件			
	そ の 他	棟		そ の 他	件			

区		分	被		害		
公		立	文	教	施	設	千円
農		林	水	産	業	施	設
公		共	土	木	施	設	千円
そ		の	他	の	公	共	施
小		計		団体			
公		共		施	設	被	害
市		町		村	数	千円	
そ の 他	農	産	被	害	千円		
	林	産	被	害	千円		
	畜	産	被	害	千円		
	水	産	被	害	千円		
	商	工	被	害	千円		
	そ	の	他	千円			
被		害		総	額	千円	
119 番通報件数		件					
災害の概況							
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)					
	自衛隊の災害派遣		その他				

※ 1 被害額は省略することができるものとする。

※ 2 119 番通報の件数は、10 件単位で、例えば約 10 件、30 件、50 件（50 件を超える場合は多数）と記入すること。

○「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式

第1号様式 災害確定報告

都道府県		山梨県		区分		被害	
災害名		年月日 第報		田		流出・埋没 ha	
年月日		確定		畑		冠 水 ha	
報告者名				学 校		箇所	
区 分		被 害		病 院		箇所	
人的被害	死 者	人		その他	道 路	箇所	
	うち災害関連死者	人			橋 り よ う	箇所	
	行 方 不 明 者	人			河 川	箇所	
	負 重 傷	人			港 湾	箇所	
	負 傷 者	軽 傷	人		砂 防	箇所	
住家被害	全 壊	棟		その他	清 掃 施 設	箇所	
		世帯			鉄 道 不 通	箇所	
		人			被 害 船 舶 隻		
	半 壊	棟			水 道 戸		
		世帯			電 話 隻		
		人			電 気 回線		
	一 部 破 損	棟			ガ ス 戸		
		世帯			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	
		人					
	床 上 浸 水	棟					
		世帯					
		人					
床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世帯			
	世帯		り 災 者 数	人			
	人		火 災 発 生				
非住家	公 共 建 物	棟		建 物 件			
	そ の 他	棟		危 険 物 件			
				そ の 他 件			

区 分		被 害		都道府県	名称		
公立文教施設	千円			都道府県	設置	月 日 時	
農林水産施設	千円			災害部	解散	月 日 時	
公共土木施設	千円			災害対策本部	計 団体		
その他の公共施設	千円						
小 計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
その他	農 産 被 害	千円		災害救助法	計 団体		
	林 産 被 害	千円					
	畜 産 被 害	千円					
	水 産 被 害	千円					
	商 工 被 害	千円					
被 害 総 額	千円			消防職員出動延人数	人		
備考	災害発生場所						
	災害発生年月日						
	災害の概況						
	消防機関の活動状況						
その他（避難の指示の状況）							

〇県指定に基づく被害報告様式

PAGE
(様式3-4-2)

市町村被害状況票		市町村名			
集 計 日 時	月 日 時 分 現在	市町村担当者名			
受信番号 (地域県民センター)		受信者 (地域県民センター)			
受 信 日 時	月 日 時 分	受信方法		電話 FAX その他	
1 人的被害	死者	重傷	軽傷	行方不明	
2 物的被害 (棟)	全壊 床上浸水	半壊 床下浸水	一部破損 非住家床上	非住家床下	
3 火災 (棟)	全焼	半焼	部分焼	火災発生件数	
4 被害概況					
5 道路					
6 橋梁					
7 河川					
8 崖崩れ					
9 電話					
10 電気					
11 ガス					
12 水道					
13 鉄道					
14 バス					
15 避難所					
16 ヘリ関係					
17 教育					
18 農業					
19 応急対策					
20 その他					
21 応援要請	①消防 (県内・緊消隊) ②自衛隊 ③警察 ④物資・資機材 ⑤その他				
○要請内容 (いつ、どこへ、何を、どの位、手段)					
連絡先 (住所等)		電話	担当者		
22 避難状況	①指示 ②自主				
月 日 時 分		避難地域		世帯 人	
		避難先			
月 日 時 分		避難地域		世帯 人	
		避難先			
送付先	①総合調整班 ②総務班 ③情報収集班 ④通信班 ⑤報道班 ⑥県民相談班 ⑦物資調達班 ⑧避難輸送対策班 ⑨建築物・廃棄物対策班 ⑩その他 (部 課)			受信者 日 時	氏名 年 月 日 時 分

資料編

※ 市町村 → 地方連絡本部（地域県民センター） → 災害対策本部情報収集班

（様式3-4-5）

市町村災害対策本部等設置状況 職員参集状況票		市町村名	
集 計 時 点	月 日 時 分 現在	市町村担当者名	
受信番号 (地域県民センタ ー)		受信者（地域県民セン ター）	
受 信 日 時	月 日 時 分	受信方法	電話 FAX その他
災害対策本部設置	設 置 年 月 日 時 分		
	解 散 年 月 日 時 分		
	設置場所		
	電話 FAX		
職員参集状況	人		

※ 市町村 → 地方連絡本部（集計） → 災害対策本部情報収集班

(様式 3-4-6)

記入者

[illegible]

資料編

昭和町地域防災計画

平成 25 年 4 月発行

令和 7 年 3 月改定

昭和町防災会議

事務局 昭和町 企画財政課 危機管理係
山梨県中巨摩郡昭和町押越 542-2